

佐渡島内路線バス 障がい者特別割引運賃のご案内

令和7年10月1日（水）から、島内路線バスの障がい者割引運賃について
一乗車現金のみ250円を上限としてご乗車いただけます。

（単位：円）

障がい者割引運賃について		障がい者特別割引運賃			
	現金運賃 (R7.10.1～)	現行割引 (H30.4.1～)		新割引 (R7.10.1～)	500円以下は 半額 1円単位切り上げ
市内路線バス 運賃（抜粋）	260	130	⇒	130	
	300	150	⇒	150	
	410	一律 200円	⇨	210	
	500				
	600				
	700				
	860				
			一律 250円	500円以上は 一律250円	
※小学生以下の障がい者の方は、（現金運賃）÷2(子供料金)÷2(障がい者割引)の金額					
例：260÷2＝130 → 130÷2＝65（1円単位切り上げ）→ 70円になります					

※小学生以下の障がい者の方も一乗車現金130円を上限運賃としてご利用いただけます。

※現金のみ割引制度を拡充するもので、回数券及び定期券は現行と変更ありません。

※回数券も使用できますが、障がい者特別割引運賃の対象とはなりません。

○対象者 島内・島外全ての障がい者の方が対象です。

新潟交通佐渡株式会社の障がい者割引運賃の対象である身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方

※一定の要件に該当する障がい者とともに路線バスを利用する介護者も対象になります。

○利用方法

路線バスを利用された際、降車時に乗務員へ以下のものをご提示ください。

【掲示するもの】

・「身体障がい者手帳」、りょういくてちょう「療育手帳」または、せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう「精神障がい者保険福祉手帳」

※写真が貼付された手帳の掲示が条件です。

お問い合わせ先

佐渡市産業観光部交通政策課
新潟交通佐渡株式会社

TEL.0259-63-3184
TEL.0259-57-5114